

## けいはんなリサーチコンプレックス推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、けいはんなリサーチコンプレックス推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 この協議会は、けいはんなリサーチコンプレックス推進プログラム「*i-Brain*×*ICT*『超快適』スマート社会の創出 グローバルリサーチコンプレックス」の成果を継承・発展させ、関西文化学術研究都市を中心に国内外の産・学・官・金（金融機関）・住（住民）の連携の下で、最先端の研究開発、社会実証、事業化、人材育成を統合的・自律的に展開し、様々な社会課題の解決に資するグローバルなオープンイノベーション拠点形成を目指すことを目的に設置する。

### (活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の(1)～(5)の活動を行う。

- (1) 企業ニーズ、研究シーズの収集及びマッチング
- (2) イノベーション創出を担う人材の育成、技術講座の開催、情報発信イベントの開催
- (3) 国内外の産学官金の連携及び研究、人材、産業の交流
- (4) 研究開発成果の事業化
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

### (会員)

第4条 協議会の会員は、大学、研究機関、企業、地方公共団体、イノベーションの創出に取り組む法人等で構成する。

- 2 協議会の会員に、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
- 3 協議会の重要事項の審議にあたっては、総会及び幹事会を開催するものとする。

### (役員等)

第5条 協議会に、会長、副会長及び幹事（以下「役員等」という。）を置く。

- 2 会長及び副会長は、総会の構成機関の代表から会員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。
- 5 幹事は会長が指名する。
- 6 役員等の任期は、選任又は指名された日から2年とする。

### (総会)

第6条 第2条に掲げる目的の達成に向けて、協議会運営上、必要な重要事項の議事を行うため、総会を開催する。

- 2 総会は、会員によって構成し、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長が担う。
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立するものとする。
- 5 総会の議事を決する必要がある場合は、出席会員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、

総会の議長の決するところによる。

- 6 総会は、書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）による開催を認めるものとし、書面等による議決の場合は、会員の過半数の書面等の提出をもって成立するものとし、その過半数の賛成で決し、可否同数のときは、総会の議長の決するところによる。

（幹事会）

第7条 総会の議事等を補佐し、協議会運営上、必要な事項の議事を機動的に行うため、幹事会を開催する。

- 2 その他、幹事会開催にあたって必要な事項については、会長が別に定める。

（総会議事事項）

第8条 総会では、次の事項について、議決を行う。

- (1) 協議会の成長・発展に向けた運営の基本方針の決定
- (2) 協議会の事業計画の承認
- (3) 協議会の事業計画の実施報告
- (4) 協議会の設置期間の延長の決定
- (5) 協議会の会長及び副会長の選任
- (6) 協議会及び幹事会規約等の変更の承認
- (7) その他、協議会の運営に関わる重要事項の決定及び承認

2 総会では、次の事項について、協議を行う。

- (1) 協議会の運営に関する指導・助言
- (2) その他、協議会の運営に関わる重要事項に関する情報発信

（委任）

第9条 会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の会員に表決を委任することができる。委任状を提出した者は会議に出席したものとみなす。

（会計）

第10条 協議会は、協議会の運営に要する費用に充てるため、協議会の会員から会費を徴収することができる。

- 2 協議会は、寄付金や補助金等、会費以外を収入とすることができる。
- 3 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。
- 4 協議会の会計に関する庶務の取扱いについては、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の事務局を、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構に置く。

- 2 事務局で行う事務は、株式会社国際電気通信基礎技術研究所が協力して行うものとする。

（雑則）

第12条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は、令和2年6月5日から施行する。